ハ　当該共済事故に係る家畜が、ロの共済事業の全部の廃止の際に、イの事業廃止市町村の家畜共済に付されていたものであること。

ニ　当該共済事故が、イの事業廃止市町村との間に存した共済関係において、法第百十一条の八第二項の規定により共済事故としないものとされた事故でないこと。

ホ　イの農業共済組合との家畜共済に係る最初の共済掛金期間の開始の時において、当該開始の時における共済価額がイの事業廃止市町村との間に存した家畜共済の共済関係の終了の時における共済価額から増加する割合を超えて共済金額が増額されていないこと又は当該農業共済組合における最低割合が当該事業廃止市町村における最低割合を超える場合において、当該開始の時における共済価額に当該農業共済組合における最低割合を乗じて得た金額を超えて共済金額が増額されていないこと。

第三十三条の二に次の一号を加える。

七　次の要件のすべてに適合する場合

イ　当該共済事故に係る家畜が法第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の組合等の他の包括共済に新たに付されたものであること。

ロ　当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前からイの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりイの組合等の包括共済に付されていたものであること。

第三十三条の二の二第二号中「法第百十四条第一項の共済規程等で定める」を削り、「当該最低割合」を「最低割合」に改める。

第三十三条の九中「第十六条第四項」を「第十六条第六項」に改める。

第四十七条の六中「共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に改める。

第四十七条の九中「共済目的の種類ごと」を「農作物共済の共済目的の種類等ごと」に改める。

第四十七条の二十四第一項第一号中「第三十三条の二第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項に次の一号を加える。

五　次の要件のすべてに適合する場合

イ　当該共済事故に係る家畜が法第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の組合等の他の特定包括共済に新たに付されたものであること。

ロ　当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前からイの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりイの組合等の特定包括共済に付されていたものであること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（農作物共済に関する経過措置）

第二条　農作物共済に係る改正後の農業災害補償法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条の七第一項、第二十八条の二、第四十七条の六及び第四十七条の九の規定は、平成二十三年産の水稲、陸稲及び麦から適用するものとし、平成二十二年以前の年産の水稲、陸稲及び麦については、なお従前の例による。

（家畜共済に関する経過措置）

第三条　家畜共済に係る新規則第二十九条第三号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年三月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	登録年月日
三五一三	緒方　孝一	二二、三、五
三五一四	赤岩　茂	二二、三、五
三五一五	鈴木　一樹	二二、三、五
三五一六	髙橋　寿克	二二、三、五
三五一七	亀山　量夫	二二、三、五
三五一八	小野寺壽雄	二二、三、五
三五一九	小野寺育雄	二二、三、五
三五二〇	福島　康晴	二二、三、五
三五二一	野原　雅彦	二二、三、五
三五二二	大友　有介	二二、三、五
三五二三	久保田和昌	二二、三、五
三五二四	髙橋　順司	二二、三、五

○政治資金適正化委員会告示第十四号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人から登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年三月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
八八五	隅田　俊彦	八八五　二二、一、一七	

○法務省告示第百五十二号

秋田県山本郡八峰町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年三月二十五日　法務大臣　千葉　景子

秋田県山本郡八森村字椿台九十六番地　工藤　助雄

○法務省告示第百五十三号

高知県四万十市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年三月二十五日　法務大臣　千葉　景子

高知県幡多郡東山村大字安並四千二百八十八番地　補陀洛ハツヨ

○法務省告示第百五十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月二十五日　法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の名称

社団法人家庭問題情報センター

変更前の住所

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号サンシャイン六十　五階

変更後の住所

東京都豊島区西池袋二丁目二十九番十九号池袋KTビル十階

変更年月日

平成二十二年二月十二日

○外務省告示第百十七号

平成二十二年三月十日にアピアで、気象観測・災害対策能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がサモア独立国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気象観測・災害対策能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億四千五百万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　高橋利弘在サモア大使

サモア側　ファウムイナ・ティアティア・リウガ資源・環境大臣

平成二十二年三月二十五日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百十八号

平成二十二年三月四日にダマスカスで、アレッポ大学学術交流日本センター日本語学習機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がシリア・アラブ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アレッポ大学学術交流日本センター日本語学習機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二千四百四十万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年十月三十一日まで

4　署名者

日本側　國枝昌樹在シリア大使

シリア側　アーミル・ホスニ・ルトゥフィ国家企画庁長官

平成二十二年三月二十五日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百十九号

平成二十二年三月四日にダマスカスで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がシリア・アラブ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入